

○財務省告示第二百十四号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
第二百十四条第六号の規定に基づき、損害保険料
控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定
する件（平成十二年七月大蔵省告示第二百五号）
の一部を次のように改正し、平成十三年分以後の
所得税について適用する。

平成十三年六月二十六日

財務大臣 塩川正十郎

本文中第三号を第四号とし、第一号を第三号と
し、第一号の次に次の一号を加える。

二 全通信労働者共済生活協同組合